下野市総合計画懇話会におけるグループ会議の留意事項

1 会議について

(1) 懇話会での協議を効率的に行うため、検討グループ(以下「グループ」という。」による会議を実施する。

2 会議の運営について

- (1) グループ員の互選によりグループ長を選任する。
- (2) 会議は各グループ長が会長と協議のうえ召集し、会議の議長となる。
- (3) グループ長は書記を指名する。書記は以下の会議メモを作成し、会議閉会後、グループ長の承認を受け事務局に提出する。

開催日時、開催場所、出席者

協議の概要

その他、必要な事項

(4) グループでの協議結果、進捗の状況は、次期懇話会時にグループ長が会長に報告する。

3 事務局

- (1) グループ会議には事務局は原則出席しない。ただしグループ長が会議運営上必要と認めた場合には出席することができる。
- (2) 原則、グループ会議に必要な情報、資料はグループで収集することとするが、行政資料についてはグループ長の要請により事務局で提示すことができる。